

吹田市地域公共交通協議会設置要領

(目的)

第1条 吹田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）又は道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、吹田市公共交通維持・改善計画（以下「改善計画」という。）の策定及び改善計画の実施に必要な事項、若しくは市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項について意見又は助言を聴取することを目的とする。

(意見等を聴取する事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見等を聴取するものとする。

- (1) 改善計画の策定及び変更に必要な事項
- (2) 改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (4) 市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保のために必要な事項
- (5) その他協議会が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
 - (3) 鉄軌道事業者
 - (4) 公募市民又は利用者の代表
 - (5) 大阪運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 道路管理者又はその指名する者
 - (7) 吹田警察署長又はその指名する者
 - (8) 学識経験者
 - (9) その他会議の運営上必要と認められる者
- 2 委員の任期は、6年以内とする。ただし、選任から1年経過後については任期に関わらず辞任を申し出ることができる。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に次の者を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、市長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ協議会を開くことができない。
- 3 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理の者の出席を持って、当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会は、原則として公開する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第6条 委員の報償は、予算の範囲内で支払うものとする。ただし、第3条第1項中第1号から第3号及び、第5号から第7号までの委員の報償は無償、第9号については協議により定めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、土木部総務交通室において行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この要領は、令和2年 7月 16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年 2月 6日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 1月 1日から施行する。